

ハウスプラスすまい保険の 契約内容のお知らせ



国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号
ハウスプラス住宅保証株式会社

本書は、住宅取得者が取得する住宅を建設または販売する住宅事業者が契約する「ハウスプラスすまい保険」の内容のうち、住宅取得者様に関する部分の説明を目的としています。
なお保険契約者、被保険者は住宅事業者となり、住宅取得者様と当社の間には直接の契約関係はありません。
本書では「ハウスプラスすまい保険」の全ての内容は記載しておりませんので、詳細については住宅事業者または当社までお問い合わせください。

1 保険商品の名称

当社は「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(以下、「住宅瑕疵担保履行法」といいます。)に基づき、以下の保険を販売いたします。

住宅瑕疵担保責任保険 (1号保険)

住宅瑕疵担保履行法上の資力確保義務のある建設業者または宅建業者が加入できる保険です。

住宅瑕疵担保責任任意保険 (2号保険)

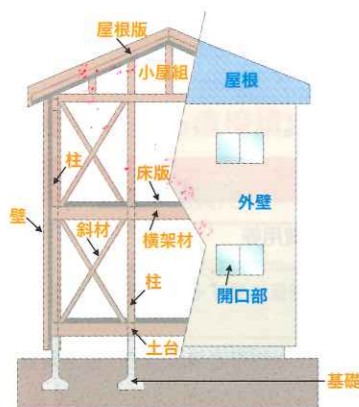
住宅瑕疵担保履行法上の資力確保義務のない方が任意に加入できる保険です。

住宅取得者様の住宅を建設または販売した住宅事業者がどちらの保険に加入しているかは、住宅事業者へお問い合わせください。また、住宅の引渡後は住宅事業者より渡される、「保険付保証明書」の記載内容をご確認ください。

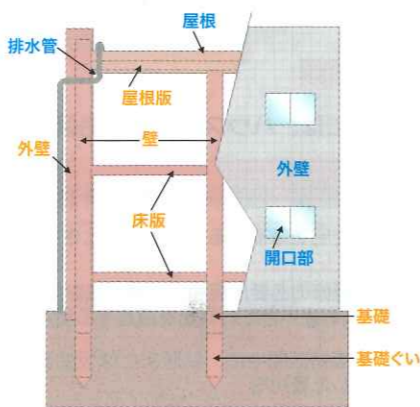
2 保険金のお支払いの対象となる範囲

「住宅の品質の確保の促進等に関する法律」および同法施行令で定められた「**構造耐力上主要な部分**」および「**雨水の浸入を防止する部分**」(以下、総称して「**構造耐力上主要な部分等**」)に関する10年間の瑕疵担保責任の範囲とします。

木造(在来軸組工法)の戸建住宅の例



鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅の例



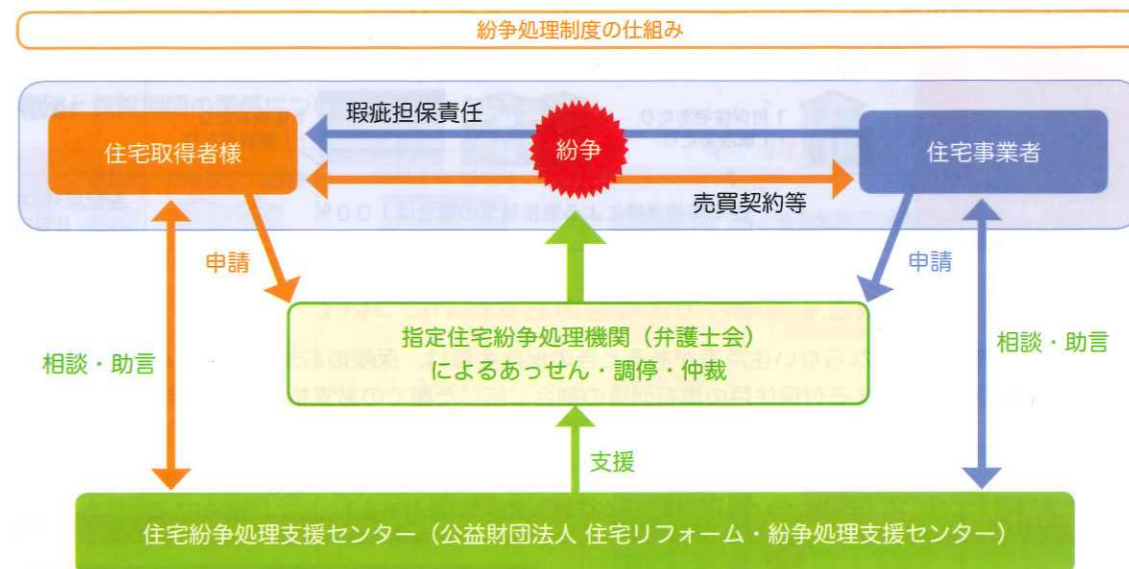
1. 保険金をお支払いする場合

- 当社は、構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して、保険の対象とする新築住宅(以下、「付保住宅」といいます。)が基本的な構造耐力性能または防水性能を満たさない場合(以下、「保険事故」といいます。)において、住宅事業者が瑕疵担保責任を履行したことにより生じる損害について保険金をお支払いします。
- 上記保険事故が生じた場合において、住宅事業者の倒産等を含め住宅事業者が相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しないときに、住宅取得者様は、直接当社に保険金を請求する事ができます。

6 住宅の紛争処理について

※ 2号保険は紛争処理支援制度の対象外となります。

- 住宅事業者または住宅取得者様は、新築住宅の建設工事の請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合、指定住宅紛争処理機関に、紛争のあっせん、調停または仲裁(以下、これらを総称して「紛争処理」といいます。)を申請できます。
- 当社は、当該紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から当社に意見照会のあったときは意見を提出します。
- 当社は、当該紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が当社の参加を必要と認めるときは利害関係人として紛争処理に参加します。
- 当社は、当該紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。また、当社が紛争処理の利害関係人として調停等に参加した場合には、特段の事情がない限り、提示された和解案または調停案を受け入れるものとします。



個人情報および物件に関する情報(秘密情報)の取扱い

- ①個人情報および物件に関する情報(秘密情報)の利用目的
 - 当社は個人情報および物件の名称、所在地、面積、保険契約内容等、当社が住宅事業者と保険契約を締結することによって知りえた情報(秘密情報)を、次の目的のために利用し、これらの目的以外には利用いたしません。
 - ・保険契約の引受、審査、履行および維持管理
 - ・保険契約以外の当社の商品・サービスの案内・提供等
 - ハウスプラス確認検査(株)の商品・サービスを併せてお申し込んでいる場合は、検査日程の調整等、お客さまの利便性確保を目的として同社が利用する場合があります。
- ②個人情報および物件に関する情報の第三者への提供
 - 当社は、保険契約に関するサービス提供に必要な範囲内で、個人情報および物件に関する情報を、書面または電子データにより、業務受託先(取次店、検査機関を含む)、住宅瑕疵担保責任保険協会、再保険引受先(損害保険会社等)、指定住宅紛争処理機関等(住宅紛争審査会[弁護士会]、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)の第三者に提供することがあります。なお、住宅事業者または住宅取得者様から申し出があった場合、第三者への提供は停止します。

この保険に関するお問い合わせ・苦情・事故連絡等窓口

この冊子の内容以外の保険契約に関する詳細や不明点については当社までお問合せください。

瑕疵保険専用ダイヤル **03-5962-3815** 【受付時間】平日9:00~17:00
 事故発生時専用ダイヤル **03-5962-3819** 【受付時間】平日9:00~17:00

ハウスプラス住宅保証株式会社
 国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号

紛争処理に関する
お問い合わせ先

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
0570-016-100 【受付時間】平日10:00~17:00